

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">原子力災害対策マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月19日 (平成25年9月2日一部改訂) (平成26年10月14日一部改訂) (平成27年6月19日一部改訂) (平成28年12月7日一部改訂) (平成29年12月26日一部改訂) (平成31年3月29日一部改訂) (令和2年7月27日一部改訂)</p> <p style="text-align: center;">原子力防災会議幹事会</p> <p>はじめに</p> <p>本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)及び防災基本計画(昭和38年6月14日中央防災会議決定)原子力災害対策編等(以下「防災基本計画」という。)に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。</p> <p>本マニュアルでは、</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等</p>	<p style="text-align: center;">原子力災害対策マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月19日 (平成25年9月2日一部改訂) (平成26年10月14日一部改訂) (平成27年6月19日一部改訂) (平成28年12月7日一部改訂) (平成29年12月26日一部改訂) (平成31年3月29日一部改訂) (令和2年7月27日一部改訂) <u>(令和4年 月 日一部改訂)</u></p> <p style="text-align: center;">原子力防災会議幹事会</p> <p>はじめに</p> <p>本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)及び防災基本計画(昭和38年6月14日中央防災会議決定)原子力災害対策編等(以下「防災基本計画」という。)に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、<u>重要な改訂項目がある場合</u>、原子力防災会議に報告するものとする。</p> <p>本マニュアルでは、</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等</p>

について記述している。なお、本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故（以下「東京電力株式会社福島原子力発電所事故」という。）の対応をめぐる反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）の見直し状況等を踏まえつつ、不断に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応にも原則適用する（福島地域における個別の対応については、第2第3編第4章第2節「福島地域における初動対応の体制」参照）。

(略)

なお、マニュアルを取りまとめるに当たり、連絡調整を行うための原子力防災会議連絡会議を設ける。

(略)

【原子力防災会議幹事会】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

副議長：(略)

厚生労働省大臣官房審議官 （危機管理担当）

(略)

気象庁 次長

(略)

【原子力防災会議連絡会議】

(略)

目次

原子力事業所編

第1 原子力災害対策の主な枠組み.....	8
第2 関係省庁における対応要領.....	17
第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	17
第1章 情報収集事態.....	17

について記述している。なお、本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故」という。）の対応をめぐる反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）の見直し状況等を踏まえつつ、不断に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応にも原則適用する（福島地域における個別の対応については、第2第4編第3章「福島地域における初動対応の体制」参照）。

(略)

なお、本マニュアルを取りまとめるに当たり、連絡調整を行うための原子力防災会議幹事会連絡会議を設ける。

(略)

【原子力防災会議幹事会】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

副議長：(略)

厚生労働省大臣官房 危機管理・医務技術総括 審議官

(略)

気象庁 気象防災監

(略)

【原子力防災会議幹事会連絡会議】

(略)

目次

原子力事業所編

第1 原子力災害対策の主な枠組み.....	9
第2 関係省庁における対応要領.....	18
第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	18
第1章 情報収集事態.....	18

第1節 組織.....	18	第1節 組織.....	19
1 中央.....	18	1 中央.....	19
2 現地.....	18	2 現地.....	19
第2節 応急対策業務.....	20	第2節 応急対策業務.....	21
1 情報収集・連絡.....	20	1 情報収集・連絡.....	21
2 テレビ会議システムの起動.....	22	2 テレビ会議システムの起動.....	23
3 広報体制の構築.....	22	3 広報体制の構築.....	23
第3節 体制の移行.....	23	第3節 体制の移行.....	24
1 情報収集事態が解消した場合.....	23	1 情報収集事態が解消した場合.....	24
2 警戒事態に相当することが判明した場合.....	23	2 警戒事態に相当することが判明した場合.....	24
第2章 警戒事態.....	24	第2章 警戒事態.....	25
第1節 組織.....	24	第1節 組織.....	25
1 中央.....	24	1 中央.....	25
2 現地.....	25	2 現地.....	26
第2節 応急対策業務.....	27	第2節 応急対策業務.....	28
1 情報収集・連絡.....	27	1 情報収集・連絡.....	28
2 派遣準備の要請.....	29	2 派遣準備の要請.....	30
3 緊急時モニタリングの準備.....	29	3 緊急時モニタリングの準備.....	30
4 テレビ会議システムの起動.....	29	4 テレビ会議システムの起動.....	30
5 広報体制の構築.....	29	5 広報体制の構築.....	30
6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等.....	30	6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等.....	31
第3節 体制の移行.....	31	第3節 体制の移行.....	32
1 警戒事態が解消した場合.....	31	1 警戒事態が解消した場合.....	32
2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合.....	31	2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合.....	32
第3章 施設敷地緊急事態.....	32	第3章 施設敷地緊急事態.....	33
第1節 組織.....	32	第1節 組織.....	33
1 中央.....	32	1 中央.....	33
2 現地.....	35	2 現地.....	36

第2節 応急対策業務.....	38	第2節 応急対策業務.....	39
1 情報収集・連絡.....	39	1 情報収集・連絡.....	40
2 職員の非常参集.....	43	2 職員の非常参集.....	44
3 国の職員及び専門家の緊急派遣.....	43	3 国の職員及び専門家の緊急派遣.....	44
4～10 (略)		4～10 (略)	
(新規)		<u>1.1 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送.....</u>	<u>64</u>
1.1 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	64	1.2 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	65
第3節 体制の移行.....	65	第3節 体制の移行.....	66
1 施設敷地緊急事態が解消した場合.....	65	1 施設敷地緊急事態が解消した場合.....	66
2 全面緊急事態に相当することが判明した場合.....	65	2 全面緊急事態に相当することが判明した場合.....	66
第4章 全面緊急事態.....	66	第4章 全面緊急事態.....	67
第1節 組織.....	66	第1節 組織.....	67
【フェーズ1：初動対応】.....	66	【フェーズ1：初動対応】.....	67
1 中央.....	66	1 中央.....	67
2 現地.....	71	2 現地.....	72
【フェーズ2：初動対応後】.....	73	【フェーズ2：初動対応後】.....	74
1 中央.....	73	1 中央.....	74
2 現地.....	78	2 現地.....	79
第2節 応急対策業務.....	79	第2節 応急対策業務.....	80
1 原子力緊急事態宣言の発出.....	80	1 原子力緊急事態宣言の発出.....	81
2 原災本部及び原災現地本部の設置.....	82	2 原災本部及び原災現地本部の設置.....	83
3 原災本部会議の開催.....	84	3 原災本部会議の開催.....	85
4 関係局長等会議の開催.....	85	4 関係局長等会議の開催.....	86
5 原災本部長の権限及びその行使の考え方.....	86	5 原災本部長の権限及びその行使の考え方.....	87
6 UPZ外の地方公共団体への協力要請.....	88	6 UPZ外の地方公共団体への協力要請.....	89
7 原子力災害合同対策協議会の開催.....	89	7 原子力災害合同対策協議会の開催.....	90
8 原子力被災者生活支援チーム.....	92	8 原子力被災者生活支援チームの設置.....	93
9 その他事項.....	93	9 その他事項.....	94
10 プラント情報集約.....	94	10 プラント情報集約.....	95

1 1	オンサイトの事故収束活動.....	98	1 1	オンサイトの事故収束活動.....	99
1 2	実動組織の活動.....	101	1 2	実動組織の活動.....	102
1 3	緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有.....	103	1 3	緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有.....	104
1 4	避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理.....	108	1 4	避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理.....	109
1 5	安定ヨウ素剤の服用.....	117	1 5	安定ヨウ素剤の服用.....	118
1 6	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	119	1 6	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	120
1 7	緊急輸送（バス等避難手段の手配）.....	120	1 7	緊急輸送（バス等避難手段の手配）.....	124
1 8	原子力災害医療活動.....	122	1 8	原子力災害医療活動.....	126
1 9	健康調査・管理.....	125	1 9	健康調査・管理.....	129
2 0	警戒区域等への一時立入り等.....	127	2 0	警戒区域等への一時立入り等.....	131
2 1	緊急物資の調達・供給等.....	130	2 1	緊急物資の調達・供給等.....	134
2 2	飲食物の摂取制限・出荷制限.....	132	2 2	飲食物の摂取制限・出荷制限.....	136
2 3	放射性物質による環境の汚染への対処.....	135	2 3	放射性物質による環境の汚染への対処.....	139
2 4	経済・産業等への対応等.....	136	2 4	経済・産業等への対応等.....	140
2 5	原子力被災者の避難・受入先の確保.....	137	2 5	原子力被災者の避難・受入先の確保.....	141
2 6	広報・情報発信活動.....	138	2 6	広報・情報発信活動.....	142
2 7	海外等からの支援受入れ.....	147	2 7	海外等からの支援受入れ.....	150
2 8	行政文書の作成等、記録の保存.....	150	2 8	行政文書の作成等、記録の保存.....	153
第3節	体制の変更.....	151	第3節	体制の変更.....	154
1	全面緊急事態が解消した場合.....	151	1	全面緊急事態が解消した場合.....	154
第2編	事後対策業務.....	152	第2編	事後対策業務.....	155
第1章	事後対策業務.....	152	第1章	事後対策業務.....	155
第1節	組織.....	152	第1節	組織.....	155
1	中央.....	152	1	中央.....	155
2	現地.....	154	2	現地.....	157
第2節	事後対策業務.....	155	第2節	事後対策業務.....	158
1	関係省庁事後対策連絡会議の開催.....	156	1	関係省庁事後対策連絡会議の開催.....	159

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	157	第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	160
第1章 機能班別業務.....	157	第1章 機能班別業務.....	160
1 各拠点別の基本的な役割.....	157	1 各拠点別の基本的な役割.....	160
第2章 要員配置.....	183	第2章 要員配置.....	186
第3章 外部専門家要員.....	238	第3章 外部専門家要員.....	240
1 緊急事態応急対策委員.....	238	1 緊急事態応急対策委員.....	240
2 その他の専門家.....	239	2 その他の専門家.....	241
3 緊急時モニタリング要員及び資機材.....	242	3 緊急時モニタリング要員及び資機材.....	244
4 原子力災害医療に係る専門家.....	243	4 原子力災害医療に係る専門家.....	245
第4編 その他.....	244	第4編 その他.....	246
第1章 複合災害への対応.....	244	第1章 複合災害への対応.....	246
第2章 複数サイトにおける事故発生の対応.....	245	第2章 複数サイトにおける事故発生の対応.....	247
第3章 福島地域における初動対応の体制.....	246	第3章 福島地域における初動対応の体制.....	248
第4章 各省庁における参集要員の代替確保.....	248	第4章 各省庁における参集要員の代替確保.....	250
第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等.....	249	第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等.....	251
第6章 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方.....	250	第6章 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方.....	252
第5編 資料・各種様式.....	251	第5編 資料・各種様式.....	253
第1章 各種様式.....	251	第1章 各種様式.....	253
第1節 警戒事態.....	252	第1節 警戒事態.....	254
様式-1 (略).....	253	様式-1 (略).....	255
第2節 施設敷地緊急事態.....	256	第2節 施設敷地緊急事態.....	260
(新規)		様式-2 人員等の輸送支援依頼.....	261
様式-2 要請案.....	257	様式-3 要請案.....	262
第3節 全面緊急事態(フェーズ1).....	258	第3節 全面緊急事態(フェーズ1).....	264
様式-3 (略).....	259	様式-4 (略).....	265
様式-4 (略).....	260	様式-5 (略).....	266
様式-5 (略).....	261	(削る)	

様式－6 (略)	262	様式－6 (略)	268
様式－7 (略)	263	様式－7 (略)	269
様式－8 (略)	264	様式－8 (略)	270
様式－9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示	265	様式－9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示 <u>並びに原子力災害現地対策本部の設置</u>	271
様式－10 (略)	266	様式－10 (略)	273
様式－11 (略)	269	様式－11 (略)	276
様式－12 (略)	270	様式－12 (略)	277
様式－13 (略)	271	様式－13 (略)	278
様式－14 (略)	272	様式－14 (略)	279
様式－15 (略)	273	様式－15 (略)	281
(新規)		<u>様式－16 安定ヨウ素剤服用の指示</u>	282
(新規)		<u>様式－17 指示案(原災法第20条第2項)</u>	283
様式－1 <u>6</u> (略)	274	様式－1 <u>8</u> (略)	287
様式－1 <u>7</u> (略)	275	様式－1 <u>9</u> (略)	288
様式－1 <u>8</u> (略)	276	様式－ <u>20</u> (略)	289
様式－ <u>19</u> (略)	277	様式－ <u>21</u> (略)	290
様式－ <u>20</u> (略)	278	様式－ <u>22</u> (略)	291
様式－ <u>21</u> (略)	279	様式－ <u>23</u> (略)	292
第4節 全面緊急事態(フェーズ2)	280	第4節 全面緊急事態(フェーズ2)	293
様式－ <u>22</u> (略)	281	様式－ <u>24</u> (略)	294
第1 原子力災害対策の主な枠組み		第1 原子力災害対策の主な枠組み	
東京電力株式会社福島原子力発電所事故を受け、原子力防災体制が抜本的に見直されたことに併せ、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」から提出された報告書においてなされた指摘事項等を踏まえ、オンサイトの迅速な事故の収束、オフサイトの迅速な住民の安全確保等の観点から、関係省庁による原子力災害対策マニュアルを見直すこととした。		東京電力株式会社福島 <u>第一</u> 原子力発電所事故を受け、原子力防災体制が抜本的に見直されたことに併せ、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」から提出された報告書においてなされた指摘事項等を踏まえ、オンサイトの迅速な事故の収束、オフサイトの迅速な住民の安全確保等の観点から、関係省庁による原子力災害対策マニュアルを見直すこととした。	
(略)		(略)	

また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力災害現地対策本部（以下「原災現地本部」という。）、P A Z内の地方公共団体（P A Zを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Zを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）（以下P A Z内の地方公共団体とU P Z内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」という。）を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実に踏まえた修正も加えることとした。

（略）

さらに、平成27年7月7日に、防災基本計画が修正され、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部（~~以下「非対本部等」という。~~）と原災本部との間で、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化された。これを受け、非対本部等と原災本部の合同開催に関する事項や、情報の共有、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）等との調整等に関し、必要な体制の変更等を行った。

（新規）

（略）

第2 関係省庁における対応要領

第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等

（略）

第1章 情報収集事態

（略）

（脚注） _____

1～2（略）

第1節 組織

1 中央

また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、内閣府本府庁舎、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力災害現地対策本部（以下「原災現地本部」という。）、P A Z内の地方公共団体（P A Zを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Zを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）（以下P A Z内の地方公共団体とU P Z内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」という。）を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実に踏まえた修正も加えることとした。

（略）

さらに、平成27年7月7日に、防災基本計画が修正され、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部と原災本部との間で、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化された。これを受け、緊急災害対策本部又は非常災害対策本部と原災本部の合同開催に関する事項や、情報の共有、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）等との調整等に関し、必要な体制の変更等を行った。

令和4年度より、官邸での迅速な意思決定の確保を前提として、原災本部事務局の幹部及び官邸チームは、官邸共用会議室に加えて内閣府本府庁舎も活用する運用とした。

（略）

第2 関係省庁における対応要領

第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等

（略）

第1章 情報収集事態

（略）

（脚注） _____

1～2（略）

第1節 組織

1 中央

<p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所 <u>又は</u> 必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1 情報収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定公共機関に対しては原則として所管省庁から情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対しては合同現地情報連絡室（災害の影響等により合同現地情報連絡室が十分に機能しない場合には合同情報連絡室）から、合同情報連絡室立ち上げの通知を行うとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。</p> <p>2 テレビ会議システムの起動</p> <p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸、ERC、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関をテレビ会議システムで接続する準備として、ERC及びオフサイトセンター内のテレビ会議システムを起動する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 体制の移行</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第2章 警戒事態</p> <p>(略)</p> <p>第1節 組織</p>	<p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所 <u>に派遣し、情報収集を行う。また、</u> 必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1 情報収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定公共機関に対しては原則として所管省庁から情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対しては合同現地情報連絡室（災害の影響等により合同現地情報連絡室が十分に機能しない場合には合同情報連絡室）から、合同情報連絡室 <u>及び合同現地情報連絡室の</u> 立ち上げの通知を行うとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。</p> <p>2 テレビ会議システムの起動</p> <p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸、<u>内閣府本府庁舎、</u>ERC、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関をテレビ会議システムで接続する準備として、ERC及びオフサイトセンター内のテレビ会議システムを起動する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 体制の移行</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第2章 警戒事態</p> <p>(略)</p> <p>第1節 組織</p>
--	--

<p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>(略)</p> <p>ERCにおいては、規制庁次長（又は代理の職員）及び<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）（又は代理の職員）</u>が参集し指揮をする。</p> <p><u>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁</u>の参集当番者等は警戒事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。</p> <p>(2) 官邸</p> <p>(略)</p> <p>また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官（<u>又は代理の職員</u>）及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>4 原子力災害対策指針では、「警戒事態」とは、「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者<u>の</u>避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義し、具体的には、「原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合」、「大津波警報が発表された場合」、「原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失」など、同指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「警戒事態を判断するEAL」に定めている。</p> <p>5 (略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1 情報収集・連絡</p>	<p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>(略)</p> <p>ERCにおいては、規制庁次長（又は代理の職員）及び<u>内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）</u>が参集し指揮をする。</p> <p><u>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）</u>の参集当番者等は警戒事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。</p> <p>(2) 官邸</p> <p>(略)</p> <p>また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>4 原子力災害対策指針では、「警戒事態」とは、「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者<u>を対象とした</u>避難等の<u>予防的</u>防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義し、具体的には、「原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合」、「大津波警報が発表された場合」、「原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失」など、同指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「警戒事態を判断するEAL」に定めている。</p> <p>5 (略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>1 情報収集・連絡</p>
---	---

(略)

また、関係地方公共団体に対しては事故現地警戒本部（災害の影響等により事故現地警戒本部が十分に機能しない場合には事故警戒本部）から、事故警戒本部立ち上げの通知を行うとともに連絡体制の構築などの警戒体制をとるよう要請する（様式-1）。

(略)

2 (略)

3 緊急時モニタリングの準備

(略)

さらに、規制庁は、緊急時モニタリングに係る関係省庁、P A Z及びU P Z内の道府県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、緊急時モニタリングの実施の準備を、(公財)原子力安全技術センター及び(公財)日本分析センター等に対し、追加的に動員を要請された場合の現地への派遣の準備を要請する。

4 テレビ会議システムの起動

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動する。

5～6 (略)

(脚注) _____

6 原子力災害対策指針では、以下のように定義している。

○要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

(略)

また、関係地方公共団体に対しては事故現地警戒本部（災害の影響等により事故現地警戒本部が十分に機能しない場合には事故警戒本部）から、事故警戒本部及び事故現地警戒本部の立ち上げの通知を行う。

ただし、連絡体制構築の要請については、関係地方公共団体に対して、事故警戒本部から直接行うとともに、事故現地警戒本部にも併せて共有する。（様式-1-1）。

(略)

2 (略)

3 緊急時モニタリングの準備

(略)

さらに、規制庁は、緊急時モニタリングに係る関係省庁、P A Z及びU P Z内の道府県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、緊急時モニタリングの実施の準備を要請する。

4 テレビ会議システムの起動

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸、内閣府本府庁舎、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動する。

5～6 (略)

(脚注) _____

6 原子力災害対策指針では、以下のように定義している。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(イ) (ア) のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

第3節 体制の移行

(略)

第3章 施設敷地緊急事態

(略)

第1節 組織

1 中央

(1) ERC

(略)

①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

○主たる活動場所：官邸（初動期）

ERC（官邸における意思決定事項が減少した時点以降）

(略)

(脚注) _____

7 原子力災害対策指針では、「施設敷地緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義し、原子炉冷却材の漏えい、原子炉給水機能の喪失、交流電源の喪失などの原子力施設の具体的な状態を同指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「施設敷地緊急事態を判断するEAL」に定めている。

○施設敷地緊急事態と自然災害が複合して発生した場合、当該自然災害に対して、非対本部等が設置されている、又はされた場合（以下「大規模複合災害時」という。）には、非対本部等と事故対策本部の合同会議を開催するものとする。

②関係省庁事故対策連絡会議

(略)

(2) 官邸

第3節 体制の移行

(略)

第3章 施設敷地緊急事態

(略)

第1節 組織

1 中央

(1) ERC

(略)

①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

○主たる活動場所：官邸・内閣府本府庁舎（初動期）

ERC（官邸・内閣府本府庁舎における意思決定事項が減少した時点以降）

(略)

(脚注) _____

7 原子力災害対策指針では、「施設敷地緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義し、原子炉冷却材の漏えい、原子炉給水機能の喪失、交流電源の喪失などの原子力施設の具体的な状態を同指針の表2「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「施設敷地緊急事態を判断するEAL」に定めている。

○施設敷地緊急事態と自然災害が複合して発生し、当該自然災害に対して、緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されている場合（以下「大規模複合災害時」という。）には、政府本部と事故対策本部の合同会議を開催するものとする。

②関係省庁事故対策連絡会議

(略)

(2) 官邸・内閣府本府庁舎

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、委員会委員長（又は委員会委員）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、全面緊急事態において、官邸チーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員等に官邸に参集するよう要請する。

（略）

なお、内閣危機管理監は、官邸（危機管理センター）に官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。また、施設敷地緊急事態発生後、原子力緊急事態宣言までの間、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行う。

（略）

（3）緊急災害対策本部又は非常災害対策本部

大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、非対本部等に職員（情報連絡要員）を派遣し、事故対策本部と非対本部等の情報共有体制を確立する。

なお、大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処担当は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処担当の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に業務を行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない（第4章 全面緊急事態参照）。

（4）（略）

2 現地

（1）～（6）（略）

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、委員会委員長（又は委員会委員）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、全面緊急事態において、官邸チーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員等に官邸・内閣府本府庁舎に参集するよう要請する。

（略）

なお、内閣危機管理監は、官邸（危機管理センター）に官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動対応措置の総合調整を集中的に行う。また、施設敷地緊急事態発生後、原子力緊急事態宣言までの間、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行う。

（略）

（3）政府本部

大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、政府本部に職員（情報連絡要員）を派遣し、事故対策本部と政府本部の情報共有体制を確立する。

なお、大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処担当は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処担当の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に業務を行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない（第4章 全面緊急事態参照）。

（4）（略）

2 現地

（1）～（6）（略）

(7) 緊急災害現地対策本部 又は 非常災害現地対策本部

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、大規模複合災害時には、緊急災害現地対策本部 又は 非常災害現地対策本部（以下「非対現地本部等」という。）に情報連絡要員を派遣し、オフサイトセンターの間の情報連絡体制を確立する。

第2節 応急対策業務

[共通]

1 情報収集・連絡

2 職員の非常参集 体制の立ち上げ

3～6 (略)

[オンサイト対応]

7 (略)

[オフサイト対応]

8～10 (略)

(新規)

1 1 (略)

1 情報収集・連絡

(1)～(2) (略)

(3) 情報収集

(略)

内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び規制庁長官等は、緊急参集チーム協議の場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

1 (略)

2 関係機関の活動に関する事項

(1)～(13) (略)

(7) 緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部 又は 特定災害現地対策本部

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、大規模複合災害時には、緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部 又は 特定災害現地対策本部（以下「政府現地本部」という。）に情報連絡要員を派遣し、オフサイトセンターの間の情報連絡体制を確立する。

第2節 応急対策業務

[共通]

1 情報収集・連絡

2 職員の非常参集 等

3～6 (略)

[オンサイト対応]

7 (略)

[オフサイト対応]

8～10 (略)

1.1 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送

1 2 (略)

1 情報収集・連絡

(1)～(2) (略)

(3) 情報収集

(略)

内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び規制庁長官等は、緊急参集チーム協議の場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに、内閣危機管理監と連携し、内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

1 (略)

2 関係機関の活動に関する事項

(1)～(13) (略)

<p>(14) 自然災害等による周辺地域の被災状況（自然災害との複合災害の場合） 〔内閣府〕</p> <p>①自然災害（地震、津波、風水害等）の概要</p> <p>②被災情報全般（人的被害、建物、交通、ライフラインの被害等）</p> <p>③②のうち、当該地域の地域防災計画に位置付けられている避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等</p> <p>※<u>非対本部等</u>（大規模複合災害時）<u>又は</u>関係道府県を通じて情報を入手。</p> <p>2 職員の非常参集</p> <p>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、官邸及びERCに内閣府（原子力防災担当）及び規制庁職員のうち、全面緊急事態における機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を<u>参集</u>させる。</p> <p>（略）</p> <p>3 国の職員及び専門家の緊急派遣</p> <p>（1）国の職員の派遣</p> <p>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため職員を現地に派遣する。また、事故対策本部は、関係省庁に対して必要に応じ、機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を現地に派遣する<u>よう</u>要請する。</p> <p>また、大規模複合災害時には、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、<u>非対</u>現地本部<u>等</u>に職員を派遣する。</p> <p>（2）専門家の派遣</p> <p>事故対策本部は、施設敷地緊急事態において、原子力事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、<u>（公財）原子力安全技術センター、（公財）日本分析センター</u>等の専門家に対して現地事故対策連絡会議への参集を原則として各機関の所管省庁を通じて要請する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p style="text-align: center;">現地までの移動及び輸送支援</p>	<p>(14) 自然災害等による周辺地域の被災状況（自然災害との複合災害の場合） 〔内閣府〕</p> <p>①自然災害（地震、津波、風水害等）の概要</p> <p>②被災情報全般（人的被害、建物、交通、ライフラインの被害等）</p> <p>③②のうち、当該地域の地域防災計画に位置付けられている避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等</p> <p>※<u>政府本部</u>（大規模複合災害時）<u>及び</u>関係道府県を通じて情報を入手。</p> <p>2 職員の非常参集<u>等</u></p> <p>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、官邸、<u>内閣府本府庁舎</u>及びERCに内閣府（原子力防災担当）及び規制庁職員のうち、全面緊急事態における機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を<u>配置</u>させる。</p> <p>（略）</p> <p>3 国の職員及び専門家の緊急派遣</p> <p>（1）国の職員の派遣</p> <p>内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため職員を現地に派遣する。また、事故対策本部は、関係省庁に対して必要に応じ、機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を現地に派遣する<u>準備を行うように</u>要請する。</p> <p>また、大規模複合災害時には、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、<u>政府</u>現地本部に職員を派遣する。</p> <p>（2）専門家の派遣</p> <p>事故対策本部は、施設敷地緊急事態において、原子力事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家に対して現地事故対策連絡会議への参集を原則として各機関の所管省庁を通じて要請する。</p> <p>（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p style="text-align: center;">現地までの移動及び輸送支援</p>
--	--

<p>(略)</p> <p>・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対して<u>次ページの様式</u>で人員及び資機材の輸送支援を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>(様式)</p> <p>4 通信ネットワークの確認</p> <p>事故対策本部は、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関、大規模複合災害時は<u>非対本部等</u>の事務局を結ぶテレビ会議システムを通じた連絡体制を確認する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 広報活動</p> <p>(1) 情報発信体制</p> <p>(略)</p> <p>事故対策本部による情報発信は、必要に応じて官邸において内閣官房長官が会見を行い、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員及び委員会委員又は<u>規制庁審議官</u>等が原則として同席し、技術的内容等の補足説明を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各機関の広報に関する役割</p> <p>① (略)</p> <p>② E R C 広報担当</p> <p>(略)</p> <p>・官邸、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所の広報担当者との情報共有体制を確立する。</p> <p>・官邸、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁の広報担当に対し広報内容等の伝達を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対して人員及び資機材の輸送支援を依頼する。<u>(様式-2)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>・事故対策本部は、現地に派遣する参集人員名簿を作成して、輸送の要請を行った緊急輸送関係省庁及びオフサイトセンターに送付する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>4 通信ネットワークの確認</p> <p>事故対策本部は、官邸、<u>内閣府本府庁舎</u>、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関、大規模複合災害時は<u>政府本部</u>の事務局を結ぶテレビ会議システムを通じた連絡体制を確認する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 広報活動</p> <p>(1) 情報発信体制</p> <p>(略)</p> <p>事故対策本部による情報発信は、必要に応じて官邸において内閣官房長官が会見を行い、<u>内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）</u>が指定する内閣府（原子力防災担当）職員及び委員会委員又は<u>原子力規制技監</u>等が原則として同席し、技術的内容等の補足説明を行うこととする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各機関の広報に関する役割</p> <p>① (略)</p> <p>② E R C 広報担当</p> <p>(略)</p> <p>・官邸、<u>内閣府本府庁舎</u>、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所の広報担当者との情報共有体制を確立する。</p> <p>・官邸、<u>内閣府本府庁舎</u>、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁の広報担当に対し広報内</p>
---	--

また、現地広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、関係地方公共団体へも状況の伝達を行う。

(略)

③ (略)

④ 原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）

・原子力事業者が実施する記者会見の情報を官邸、ERC及びオフサイトセンター各広報担当と情報共有する。

(略)

⑤ (略)

7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動

(1) 官邸プラント担当

ERCプラント担当が整理・分析した情報を官邸に所在する事故対策本部幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

(略)

・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）。)

(略)

イ 原子力施設の状況分析及び共有

(略)

・ERCプラント担当が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸内に共有するとともに、その情報を基に、オンサイト総括、ERCプラント担当等と連携を取りながら、事故収束のための対応策を検討する。

・ERCプラント担当から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）。)

容等の伝達を行う。また、現地広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、関係地方公共団体へも状況の伝達を行う。

(略)

③ (略)

④ 原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）

・原子力事業者が実施する記者会見の情報を官邸、内閣府本府庁舎、ERC及びオフサイトセンター各広報担当と情報共有する。

(略)

⑤ (略)

7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動

(1) 官邸プラント担当

ERCプラント担当が整理・分析した情報を官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

(略)

・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）。)

(略)

イ 原子力施設の状況分析及び共有

(略)

・ERCプラント担当が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸・内閣府本府庁舎に共有するとともに、その情報を基に、オンサイト総括、ERCプラント担当等と連携を取りながら、事故収束のための対応策を検討する。

・ERCプラント担当から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣に

<p>ウ 原子力事業者に対する命令 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者への命令内容を官邸に所在する事故対策本部幹部、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する。 <p>(2) E R Cプラント担当</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸プラント担当、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府(原子力防災担当)から派遣している職員(情報連絡要員)を通じて、<u>非対本部等</u>にも情報を共有する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> E R Cプラント担当は、原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報(ソースターム等)等について、官邸プラント担当、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター及びE R C内に情報を提供する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府(原子力防災担当)から派遣している職員(情報連絡要員)を通じて、<u>非対本部等</u>にも情報を共有する。 <p>ウ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>8 緊急時モニタリングの実施等</p> <p>(1) 緊急時モニタリング実施体制 (略)</p> <p><u>その他の機関(公財)原子力安全技術センター、(公財)日本分析センター等</u> <u>緊急時モニタリングの支援</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>も報告する。)</p> <p>ウ 原子力事業者に対する命令 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者への命令内容を官邸<u>・内閣府本府庁舎</u>に所在する事故対策本部幹部、内閣官房(事態)及び関係省庁に共有する。 <p>(2) E R Cプラント担当</p> <p>原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸プラント担当、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府(原子力防災担当)から派遣している職員(情報連絡要員)を通じて、<u>政府本部</u>にも情報を共有する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子力施設の状況分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> E R Cプラント担当は、原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報(ソースターム等)等について、官邸プラント担当、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター及びE R C内に情報を提供する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府(原子力防災担当)から派遣している職員(情報連絡要員)を通じて、<u>政府本部</u>にも情報を共有する。 <p>ウ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>8 緊急時モニタリングの実施等</p> <p>(1) 緊急時モニタリング実施体制 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

9 P A Z内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等

(1) 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施要請等 (様式-2)

(略) さらに、事故対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対して、屋内退避の準備を要請する。特に避難に際しての注意点(避難に必要な持参物、避難場所の位置等)を、住民に伝えるように要請する。その際、対象地域の状況(プラントの現状、緊急時モニタリング情報等)を伝達する。

なお、住民避難について事故対策本部は、航空機による搬送など関係地方公共団体で対応困難な場合の対応について、関係機関と事前に協議する。

加えて、事故対策本部は、U P Z外の地方公共団体に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れや施設敷地緊急事態要避難者以外の避難準備(避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等)への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請(防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。)する。

自然災害との複合災害の場合には、事故対策本部は、都道府県の災害対策本部又は非対本部等から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して、上記の関係機関との協議や、U P Z外の地方公共団体に対する協力の要請を行う。

さらに、全面緊急事態に発展した場合を想定して、E R C住民安全担当において、P A Z内の地方公共団体と連携し、P A Z内の全住民の避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等について把握を進めるとともに、被災による影響がある場合は、代替策の検討を開始する。

(2) ~ (3) (略)

10 P A Z内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請

E R C住民安全担当は、被ばくを低減するため、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等に備え、P A Z内の地方公共団体への服用準備の要請の連絡を行う。

(新規)

9 P A Z内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等

(1) 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施要請等 (様式-3)

(略) さらに、事故対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対して、屋内退避の準備を要請する。特に対象地域の状況(プラントの現状、緊急時モニタリング情報等)を伝達する。

なお、住民避難について事故対策本部は、航空機による搬送など関係地方公共団体で対応困難な場合の対応について、関係機関と事前に協議する。

加えて、事故対策本部は、避難元であるP A Z内の地方公共団体や予定されている避難先であるU P Z外の地方公共団体などの関係機関について、適切な避難準備(避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等)が行われているかを確認する。

自然災害との複合災害の場合には、事故対策本部は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して、上記の関係機関との協議や、U P Z外の地方公共団体に対する協力の要請を行う。

さらに、全面緊急事態に発展した場合を想定して、現地住民安全担当及びE R C住民安全担当において、P A Z内の地方公共団体と連携し、P A Z内の全住民の避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等について把握を進めるとともに、被災による影響がある場合は、代替策の検討を開始する。

(2) ~ (3) (略)

10 P A Z内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請

E R C住民安全担当は、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等に備え、P A Z内の地方公共団体への服用準備の要請の連絡を行う。

1.1 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送

施設敷地緊急事態が発生した場合、E R C医療担当は、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送実施について、内閣府(原子力防災担当)

1 1 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

施設敷地緊急事態においては、基本的に原子力施設敷地外への放射性物質の放出はないため、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）は、基本的に防護服やマスク等を着用する必要はないが、事態の変化に備えて、放射線防護資機材（線量計、防護服、マスク等）や安定ヨウ素剤の携行が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。

第3節 体制の移行

（略）

第4章 全面緊急事態

（略）

また、全面緊急事態のうち初動対応期（全面緊急事態に至ってから、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ官邸で対応する主な職員をE R Cに移すまでの間）を全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）、それ以降を全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）という。

に対し要請する。なお、当該要請を行うにあたっては、受け入れる関係地方公共団体に対し、事前に受け入れの可否及び輸送先の確認を行っておくものとする。

内閣府（原子力防災担当）は、国が備蓄する安定ヨウ素剤を関係地方公共団体に輸送する。内閣府（原子力防災担当）において輸送手段が確保できない場合には、E R C医療担当から関係地方公共団体に輸送停止の可否を確認するとともに、輸送継続の要望があった場合は、内閣府（原子力防災担当）はE R C実動対処担当に輸送手段の調整を依頼する。当該依頼を受けたE R C実動対処担当は緊急輸送関係省庁と調整し輸送手段の確保を行う。

上記とは別に、安定ヨウ素剤が不足する等の理由により、関係地方公共団体から安定ヨウ素剤の調達、供給活動の要請があった場合も、E R C医療担当から内閣府（原子力防災担当）に輸送を要請し、実施する。

1 2 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

施設敷地緊急事態においては、基本的に原子力施設敷地外への放射性物質の放出はないため、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）は、基本的に防護服やマスク等を着用する必要はないが、事態の変化に備えて、防護装備類（防護服、帽子、手袋、靴カバー、半面マスク、直読式個人線量計、通信機器等）や安定ヨウ素剤の携行が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。

第3節 体制の移行

（略）

第4章 全面緊急事態

（略）

また、全面緊急事態のうち初動対応期（全面緊急事態に至ってから、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ官邸・内閣府本府庁舎で対応する主な職員をE R Cに移すまでの間）を全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）、それ以降を全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）という。

第1節 組織

【フェーズ1：初動対応】

1 中央

(1) 原子力災害対策本部

(略)

原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の下に、

①～③ (略)

を置く。

(脚注) _____

8 (略)

9 大規模複合災害時に、非対本部等との連携の観点から任命する。

①原災本部事務局

(i) 官邸チーム

○設置場所：原則として官邸

(略)

○機能：官邸における原災本部の事務局を務める。

(ii) E R Cチーム

(略)

○大規模複合災害時には、E R Cチーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない。以下、本章において、E R Cチーム実動対処班の業務・役割としているものについて同じものとする。

また、大規模複合災害時には、複合災害調整班を設置し、非対本部等の事務局要員と併任とした上で、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含

第1節 組織

【フェーズ1：初動対応】

1 中央

(1) 原子力災害対策本部

(略)

原災本部の下に、

①～③略

を置く。

(脚注) _____

8 (略)

9 大規模複合災害時に、政府本部との連携の観点から任命する。

①原災本部事務局

(i) 官邸チーム

○設置場所：原則として官邸・内閣府本府庁舎

(略)

○機能：官邸・内閣府本府庁舎において原災本部の事務局を務める。

(ii) E R Cチーム

(略)

○大規模複合災害時には、E R Cチーム実動対処班は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない。以下、本章において、E R Cチーム実動対処班の業務・役割としているものについて同じものとする。

また、大規模複合災害時には、複合災害調整班を設置し、同班の要員を政府本部の事務局要員と併任とした上で、オフサイトで活動する原子力災害以外の自然

む。)の放射線防護の観点からの安全確保に関し、非対本部等の事務局に対して助言及び支援を行う。

(略)

② (略)

(脚注) _____

10 (略)

③関係局長等会議

○開催場所：原則として官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

(略)

厚生労働省医政局長

(略)

気象庁次長

(略)

(脚注) _____

11 (略)

<原災本部及び原災本部事務局との関係>

(1) (略)

(2) 原災本部長が判断すべき事項については、原災本部事務局各機能班から原災本部長に諮り、緊急事態応急対策等を実施するための意思決定を行う。

(略)

2 現地

(1) オフサイトセンター

①原子力災害現地対策本部

(略)

事務局次長（広報官）：原子力利用省庁審議官等

(略)

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

災害等に対応する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関し、政府本部の事務局に対して助言及び支援を行う。

(略)

② (略)

(脚注) _____

10 (略)

③関係局長等会議

○開催場所：原則として官邸（危機管理センター）

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

(略)

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

(略)

気象庁気象防災監

(略)

(脚注) _____

11 (略)

<原災本部及び原災本部事務局との関係>

(1) (略)

(2) 原災本部長が判断すべき事項については、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、委員会委員長又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）等から原災本部長に諮り、緊急事態応急対策等を実施するための意思決定を行う。

(略)

2 現地

(1) オフサイトセンター

①原子力災害現地対策本部

(略)

事務局次長：原子力利用省庁審議官等

(略)

事務局構成員：内閣府職員、規制庁職員、関係省庁職員

②原子力災害合同対策協議会

(略)

(2)～(6) (略)

(7) 緊急災害現地対策本部又は非常災害現地対策本部＜施設敷地緊急事態時と同様＞

【フェーズ2：初動対応後】

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸からERCに移す。

(略)

(1) 原災本部＜原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様＞¹²

○組織の変更：以下のとおり組織を変更する。

・官邸チームをERCチームに統合する。また、必要に応じて官邸に連絡調整担当の職員を残す。

(脚注) _____

12 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

①原災本部事務局

(略)

○大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この

②原子力災害合同対策協議会

(略)

(2)～(6) (略)

(7) 政府現地本部＜施設敷地緊急事態時と同様＞

【フェーズ2：初動対応後】

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸・内閣府本府庁舎からERCに移す。

(略)

(1) 原災本部＜原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様＞¹²

○組織の変更：以下のとおり組織を変更する。

・官邸チームをERCチームに統合する。また、必要に応じて官邸・内閣府本府庁舎に連絡調整担当の職員を残す。

(脚注) _____

12 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

①原災本部事務局

(略)

○大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処班は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではな

限りではない。

② (略)

③関係局長等会議

(略)

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

(略)

厚生労働省医政局長

(略)

気象庁次長

(略)

(脚注) _____

13 (略)

④ (略)

⑤ モニタリング調整会議

(略)

○構成¹⁴：議長：環境大臣

(略)

構成員：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

(略)

厚生労働省大臣官房審議官 (危機管理担当)

(略)

気象庁次長

(略)

(脚注) _____

14～15 (略)

2 現地

(1)～(6) (略)

(脚注) _____

16 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に

い。

② (略)

③関係局長等会議

(略)

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

(略)

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

(略)

気象庁気象防災監

(略)

(脚注) _____

13 (略)

④ (略)

⑤モニタリング調整会議

(略)

○構成¹⁴：議長：環境大臣

(略)

構成員：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

(略)

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

(略)

気象庁気象防災監

(略)

(脚注) _____

14～15 (略)

2 現地

(1)～(6) (略)

(脚注) _____

16 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対

<p>係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災現地本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>〔組織に関する業務〕</p> <p>1～9 (略)</p> <p>〔オンサイト関連業務〕</p> <p>10～12 (略)</p> <p>〔オフサイト関連業務〕</p> <p>11～15 (略)</p> <p>16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護</p> <p>17 緊急輸送 (バス等避難手段の手配) <実動対処班、住民安全班、<u>複合災害調整班</u>></p> <p>18～25 (略)</p> <p>〔共通・その他事項〕</p> <p>26～28 (略)</p> <p>1 原子力緊急事態宣言の発出</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>(1) 原子力緊急事態の認定等</p> <p>① 委員会が、規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式-<u>3</u>、様式-6）及び関係地方公共団体の長への指示案（様式-<u>4</u>、<u>様式-5</u>）を作成し、書面をもって内閣官房（事態）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。（略）</p> <p>② 委員会委員長又は委員会委員は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員、内閣危機管理監及び規制庁長官又は規制庁長官が指定する規制庁職員の同席の下に、原子力緊急事態宣言の公示案及び関係地方公共団体の長への指示案等を<u>内閣総理大臣に</u>上申する。（略）</p>	<p>応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災現地本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>〔組織に関する業務〕</p> <p>1～9 (略)</p> <p>〔オンサイト関連業務〕</p> <p>10～12 (略)</p> <p>〔オフサイト関連業務〕</p> <p>11～15 (略)</p> <p>16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<u><プラント班、複合災害調整班></u></p> <p>17 緊急輸送 (バス等避難手段の手配) <実動対処班、住民安全班></p> <p>18～25 (略)</p> <p>〔共通・その他事項〕</p> <p>26～28 (略)</p> <p>1 原子力緊急事態宣言の発出</p> <p>【フェーズ1：初動対応】</p> <p>(1) 原子力緊急事態の認定等</p> <p>① 委員会が、規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式-<u>4</u>、様式-6）及び関係地方公共団体の長への指示案（様式-<u>5</u>）を作成し、書面をもって内閣官房（事態）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。（略）</p> <p>② 委員会委員長又は委員会委員は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員、内閣危機管理監及び規制庁長官又は規制庁長官が指定する規制庁職員の同席の下に、<u>内閣府総理大臣に対し、原子力緊急事態の状況に関する必要な情報の報告を行うとともに</u>、原子力緊急事態宣言の公</p>
---	---

③～④略

(2)～(3) (略)

2 原災本部及び原災現地本部の設置

【フェーズ1：初動対応】

(1) 設置手続

① 規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力緊急事態宣言の上申の手続と並行して、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に対し、原災本部設置等のための迅速な閣議手続が必要になる旨を通知する。(略)

②～③ (略)

④ 内閣府（原子力防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び原災現地本部の設置に係る告示ができるよう、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する（様式-9）。

(2) 原災本部会議開催に係る手続等

(略)

① 原災本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び委員会委員長のほか、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあつては経済産業大臣を、大学・研究機関等の所有に係る場合にあつては文部科学大臣を副本部長に任命する（原災法第17条第5項）（様式-10）。

(新規)

②～④ (略)

⑤ ERC総括担当は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び原災現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、ERC、現地等各拠点施設に参集させる。

示案及び関係地方公共団体の長への指示案等を上申する。(略)

③～④略

(2)～(3) (略)

2 原災本部及び原災現地本部の設置

【フェーズ1：初動対応】

(1) 設置手続

① 規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力緊急事態宣言の上申の手続と並行して、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に対し、原災本部設置等のための迅速な閣議手続が必要になる旨を連絡する。(略)

②～③ (略)

④ 内閣府（原子力防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び原災現地本部の設置に係る告示ができるよう、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する（様式-9、様式9-1）。

(2) 原災副本部長、原災本部長、原災本部職員及び原災現地本部長その他の職員の任命、指名に係る手続等

(略)

① 原災本部長は、内閣官房長官、環境大臣及び委員会委員長のほか、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府特命担当大臣（防災）¹⁷及び、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあつては経済産業大臣を、大学・研究機関等の所有に係る場合にあつては文部科学大臣を副本部長に充てる（原災法第17条第5項）（様式-10）。

(脚注) _____

17 大規模複合災害時に、政府本部との連携の観点から任命する。

②～④ (略)

⑤ ERC総括班は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び原災現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、内閣府本府庁舎、ERC、現地等各拠点施設に参集させる。

⑥ (略)

3 原災本部会議の開催

【フェーズ1：初動対応】

○原災本部の運営等

(略)

(1)～(2) (略)

また、大規模複合災害時には、**非対本部等**及び原災本部が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。具体的な開催の方法、タイミング等については、内閣官房（事態）と連携しつつ、官邸チーム総括班が**非対本部等**事務局と調整する。

○原災本部会議の公開等に関しては以下のとおり対応する。

(1)～(3) (略)

(4) 原災本部会議の内容を含め、官邸、ERC、原災現地本部、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うものとする。

(脚注) _____

17 (略)

4 (略)

5 原災本部長の権限及びその行使の考え方

(略)

【原災法に基づく原災本部長の権限（第20条）に係る主な事項】

(1) 指定行政機関の長から権限の全部又は一部を委任された職員の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使についての調整

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略) 原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更

原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し

⑥ (略)

3 原災本部会議の開催

【フェーズ1：初動対応】

○原災本部の運営等

(略)

(1)～(2) (略)

また、大規模複合災害時には、**政府本部**及び原災本部が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。具体的な開催の方法、タイミング等については、内閣官房（事態）と連携しつつ、官邸チーム総括班が**政府本部**事務局と調整する。

○原災本部会議の公開等に関しては以下のとおり対応する。

(1)～(3) (略)

(4) 原災本部会議の内容を含め、官邸、**内閣府本府庁舎**、ERC、原災現地本部、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うものとする。

(脚注) _____

18 (略)

4 (略)

5 原災本部長の権限及びその行使の考え方

(略)

【原災法に基づく原災本部長の権限（第20条）に係る主な事項】

(1) 指定行政機関の長から**原災法第19条の規定により**、権限の全部又は一部を委任された職員の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使についての調整

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略) 原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更

原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し

<p>周知させるべき事項)に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更することができる(様式-14)。このとき、原災本部長は、関係地方公共団体の長に対し、変更に伴う必要な指示をすることができる(様式-15)。</p> <p>(5) 権限の全部又は一部の原子力災害対策副本部長への委任 原災本部長の権限の全部又は一部を原災副本部長に委任する場合、内閣府(原子力防災担当)は、原災本部長の決裁を受け(様式-16)、その旨を告示する(様式-17)。</p> <p>(6) 権限の一部の原災現地本部長への委任 原災本部長の権限の一部を原災現地本部長に委任する場合、内閣府(原子力防災担当)は、原災本部長の決裁を受け(様式-18)、その旨を告示する(様式-19)。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>8 原子力被災者生活支援チームの設置 【フェーズ1：初動対応】 (1) 設置手続 段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部事務局は、原災本部設置後直ちに、支援チームの設置に係る原災本部長決定の手続を行う(様式-20)。</p> <p>(2) 主な任務 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域等の設定・見直し ・原子力被災者の避難・受入先の確保(厚生労働省、国土交通省等) ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施 	<p>周知させるべき事項)に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更することができる(様式-14)。このとき、原災本部長は、関係地方公共団体の長に対し、変更に伴う必要な指示をすることができる(様式-15)。</p> <p>(5) 権限の全部又は一部の原子力災害対策副本部長への委任 原災本部長の権限の全部又は一部を原災副本部長に委任する場合、内閣府(原子力防災担当)は、原災本部長の決裁を受け(様式-18)、その旨を告示する(様式-19)。</p> <p>(6) 権限の一部の原災現地本部長への委任 原災本部長の権限の一部を原災現地本部長に委任する場合、内閣府(原子力防災担当)は、原災本部長の決裁を受け(様式-20)、その旨を告示する(様式-21)。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(脚注) _____</p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>8 原子力被災者生活支援チームの設置 【フェーズ1：初動対応】 (1) 設置手続 段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部事務局は、原災本部設置後直ちに、支援チームの設置に係る原災本部長決定の手続を行う(様式-22)。</p> <p>(2) 主な任務 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力被災者の避難・受入先の確保(厚生労働省、国土交通省等) ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施(環境省、規制庁、厚生労働省) ・放射性物質に汚染された地域の除染(環境省等)
---	---

及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（規制庁、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）

・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限（厚生労働省、農林水産省等）

・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）

・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）

・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、規制庁、厚生労働省）
（3）～（5）（略）

（脚注） _____

20 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の支援チーム事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

9 その他事項

【フェーズ1：初動対応】

（1）代替対策拠点施設の立ち上げ
（略）

原災本部長が原災現地本部の移転を決定したときは、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け、その旨を告示する（様式-2 1）。

10 プラント情報集約<プラント班>（規制庁）

【フェーズ1】

（1）官邸チーム

ERCチームプラント班が整理・分析した情報を官邸幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

（略）

・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）。

・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（規制庁、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）

・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限（厚生労働省、農林水産省等）

・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）

・避難指示区域等の見直し・再設定

（3）～（5）（略）

（脚注） _____

21 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の支援チーム事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

9 その他事項

【フェーズ1：初動対応】

（1）代替対策拠点施設の立ち上げ
（略）

原災本部長が原災現地本部の移転を決定したときは、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け、その旨を告示する（様式-2 3）。

10 プラント情報集約<プラント班>（規制庁）

【フェーズ1】

（1）官邸チーム

ERCチームプラント班が整理・分析した情報を官邸・内閣府本府庁舎幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

（略）

・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長

(略)

イ 原子力施設の状況分析及び共有

(略)

・ E R C チームプラント班が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸に共有するとともに、その情報を基に、官邸チーム実動対処班、E R C チームプラント班、規制庁長官が指定する規制庁職員と連携を取りながら事故収束のための対応策の方針を検討する。

・ E R C チームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）。

ウ 原子力事業者に対する命令等

(略)

・ 原子力事業者への命令内容を官邸幹部、官邸チーム実動対処班、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する。

【フェーズ1、フェーズ2 共通】

(1) E R C チーム

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C 内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、非対本部等にも情報を共有する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R S S 等から収集した情報を、官邸チームプラント班、現地プラントチーム、E R C 内及び大規模複合災害時には非対本部等に共有する。

(略)

にも報告する。)

(略)

イ 原子力施設の状況分析及び共有

(略)

・ E R C チームプラント班が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸・内閣府本府庁舎に共有するとともに、その情報を基に、官邸チーム実動対処班、E R C チームプラント班、規制庁長官が指定する規制庁職員と連携を取りながら事故収束のための対応策の方針を検討する。

・ E R C チームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長にも報告する。）。

ウ 原子力事業者に対する命令等

(略)

・ 原子力事業者への命令内容を官邸・内閣府本府庁舎幹部、官邸チーム実動対処班、内閣官房（事態）及び関係省庁に共有する。

【フェーズ1、フェーズ2 共通】

(1) E R C チーム

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸、内閣府本府庁舎、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C 内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、政府本部にも情報を共有する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R S S 等から収集した情報を、官邸チームプラント班、現地プラントチーム、E R C 内及び大規模複合災害時には政府本部に共有する。

(略)

イ 原子力施設の状況分析及び共有

・原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、ERCチームプラント班は、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸チームプラント班、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び大規模複合災害時には非対本部等に情報を提供する。

(略)

ウ～エ (略)

(2)～(3) (略)

1 1

(1)～(3) (略)

(4) 民間企業への支援要請

(略) なお、現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急時応急対策を目的とした一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）の手続を実施する。緊急時応急対策を目的とした一時立入りの際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。

1 2 (略)

(脚注) _____

21 (略)

1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班> (規制庁等)

(略)

【フェーズ1】

(1) 緊急時モニタリングの実施業務

① (略)

② 緊急時モニタリングの実施・支援

(略)

また、緊急時モニタリングセンターは、必要に応じて、海域モニタリングを実施する。海上保安庁等は、ERCチーム放射線班の調整の下、海域モニタリ

イ 原子力施設の状況分析及び共有

・原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、ERCチームプラント班は、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸チームプラント班、ERC、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び大規模複合災害時には政府本部に情報を提供する。

(略)

ウ～エ (略)

(2)～(3) (略)

1 1

(1)～(3) (略)

(4) 民間企業への支援要請

(略) なお、現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急事態応急対策を目的とした一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）の手続を実施する。緊急事態応急対策を目的とした一時立入りの際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。

1 2 (略)

(脚注) _____

22 (略)

1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班> (規制庁等)

(略)

【フェーズ1】

(1) 緊急時モニタリングの実施業務

① (略)

② 緊急時モニタリングの実施・支援

(略)

また、ERCチーム放射線班は、必要に応じて、海域モニタリングを実施する。海上保安庁等は、ERCチーム放射線班の調整の下、海域モニタリングに対して、

ングに対して、対応可能な範囲で支援を行う。

(公財) 原子力安全技術センター及び(公財) 日本分析センター等の関係機関は、ERCチーム放射線班の指示・要請に基づき、緊急時モニタリングの実施を支援する。

③ (略)

【フェーズ2】

(略)

【事後対策】

(略)

1.4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班> (内閣府、規制庁等各省庁)

【フェーズ1】

(1) (略)

(脚注) _____

22~23 (略)

(2) 全面緊急事態における防護措置の状況等の共有等

(略)

なお、自然災害との複合災害の場合、ERCチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又はERCチーム複合災害調整班を通じて非対本部等から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、UPZ内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備

① 避難・一時移転の対象区域の特定

(略)

オフサイト総括は、避難については数時間以内を目途に、一時移転については1日以内を目途に、避難・一時移転に着手すべき区域を判断し、ERCチーム住民安全班及び官邸チーム住民安全班を通じ原災本部長に報告する。

② (略)

対応可能な範囲で支援を行う。

③ (略)

【フェーズ2】

(略)

【事後対策】

(略)

1.4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班> (内閣府、規制庁等各省庁)

【フェーズ1】

(1) (略)

(脚注) _____

23~24 (略)

(2) 全面緊急事態における防護措置の状況等の共有等

(略)

なお、自然災害との複合災害の場合、ERCチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、UPZ内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備

① 避難・一時移転の対象区域の特定

(略)

オフサイト総括は、施設の状況についてオンサイト総括から情報を得る。オフサイト総括は、避難については数時間以内を目途に、一時移転については1日以内を目途に、避難・一時移転に着手すべき区域を判断し、ERCチーム住民安全班及び官邸チーム住民安全班を通じ原災本部長に報告する。

② (略)

③ 避難・一時移転の状況等の共有等

(略)

なお、自然災害との複合災害の場合、ERCチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は非対本部等から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、UPZ内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

(4) (略)

(5) UPZ外の地方公共団体の協力体制

(略)

自然災害との複合災害の場合には、ERCチーム住民安全班は、上記のUPZ外の地方公共団体に対する協力の要請に当たっては、都道府県の災害対策本部又は非対本部等から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して行う。

(6) ~ (8) (略)

(脚注) _____

24 (略)

15 安定ヨウ素剤の服用

官邸チーム医療班は、官邸チーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、原子力災害対策指針を踏まえ、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討し、原災本部長及び委員会委員長に上申し、指示内容を決定する。

(略)

指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、ERCチーム医療班及び現地医療班経由で関係地方公共団体の長に対し、指示について伝達する。(様式-5)。

(略)

16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

③ 避難・一時移転の状況等の共有等

(略)

なお、自然災害との複合災害の場合、ERCチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、UPZ内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

(4) (略)

(5) UPZ外の地方公共団体の協力体制

(略)

自然災害との複合災害の場合には、ERCチーム住民安全班は、上記のUPZ外の地方公共団体に対する協力の要請に当たっては、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して行う。

(6) ~ (8) (略)

(脚注) _____

25 (略)

15 安定ヨウ素剤の服用 <医療班> (規制庁)

オフサイト総括は、オンサイト総括から施設の状況やERCチーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報を入手し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の必要性を検討し、必要と判断した際には、ERCチーム医療班に対し安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討させ、その結果を踏まえ、官邸チーム医療班を通じて委員会委員長の確認を受けたのち原災本部長に上申し、指示内容を決定する。

(略)

指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、ERCチーム医療班及び現地医療班経由で関係地方公共団体の長に対し、指示について伝達する。(様式-16)。

(略)

16 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護 <プラント班、複合

オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）のうちPAZで活動する者は、安定ヨウ素剤の服用が必要である。防護服やマスク等については、放射性物質の放出までの間は着用する必要はない²⁵が、放射性物質の外部への放出に至った場合には着用するとともに、線量計による線量管理等が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。

防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護措置に関する更なる助言等については、必要に応じ原子力災害対策本部が状況等を勘案し行うこととする。

（脚注） _____

25 防護服の着用が必要になった際に速やかに着用ができない現場においては、あらかじめ着用するとともに、マスクや線量計等を携行することとする。

災害調整班>

（1）防災業務関係者の防護措置

被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。以下同じ。）の防護措置は、以下に示すとおり、原子力施設の状況に応じ、原災本部長の指示に従い実施することを基本とする。なお、緊急事態応急対策を担う各組織は、状況に応じて自らの判断により柔軟に対応することを妨げるものではない。

① 全面緊急事態が発生した直後※

全面緊急事態が発生した直後には、原災本部長の指示において示す区域（原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された区域）で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。（様式-17-1）

あらかじめ整備された防護装備類（防護服、帽子、手袋、靴カバー、半面マスク、直読式個人線量計、通信機器等。②において同じ。）を装着できるよう携行する。また、安定ヨウ素剤の初回服用を行う。服用後24時間が経過した場合の複数回服用の要領は（1）②の段階で指示するため、当該指示があるまで服用しない。なお、同段階以降も業務を継続することが見込まれる場合は、あらかじめ業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できる態勢を構築する。

上記の防護措置に加え、原災本部が状況に応じて示す原子力施設の状況に関する情報に注意を払う。

※ 全面緊急事態が発生した直後であっても原子力施設の状況によっては①及び②に基づく防護措置を併せて行う場合もありうる。

② 防災業務関係者が防護装備類の装着等を実施する段階

原子力施設の状況により、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされた場合には、原災本部長の指示において示す区域（原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された区域）で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。（様式-17-2）

(i) 指定行政機関等²⁶

携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、各組織の判断に基づき行動する。

安定ヨウ素剤の服用は指示を受けて行い、業務を継続する場合は、24時間が経過するごとに服用する。なお、業務のローテーションを組むなど、服用回数を低減するよう努める。

(ii) 指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等

携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき行動する。安定ヨウ素剤の服用は実動組織等と同様の要領で服用する。

③ 放射性物質の放出から沈着まで

放射性物質放出以後も業務を継続する場合はラミス (RAMIS: Radiation Monitoring Information Sharing and Publication System) 等に示される空間放射線量率に注意を払いつつ②の防護措置を継続する。原子力災害対策重点区域外で活動する場合であっても同様に注意を払う。

④ 放射性物質の沈着後

原災本部長がOILに基づく住民等の防護措置の指示を行った後には、原子力災害対策重点区域の屋外又はOIL1若しくはOIL2に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で活動する防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。（様式-17-3）

OIL1又はOIL2に基づき防護措置の対象となった区域で活動を行う場合は携行している防護装備類（防護服、帽子、手袋、靴カバー、防塵マスク、直読式個人線量計、通信機器等）を装着する。なお、マスクについては、防塵マスクの着用を原則とするが、沈着物が舞い上がりやすい活動を行う場合は半面マスクを着用する。OIL1又はOIL2に基づき防護措置の対象となった区域外で活動を行う場合は防護装備類の装着は不要であるが、放射性物質の再放

出に備え携行する。また、安定ヨウ素剤は、原子力災害対策重点区域内で活動する場合であっても、原則として服用の必要はないが、放射性物質の再放出に備え携行する。

(2) 防護措置の指示

① オンサイト総括及びERCチームプラント班は、プラント状態（見込みを含む。）について随時オフサイト総括に情報共有し、オフサイト総括は、オンサイト総括及びERCチームプラント班からの情報共有を受け、(1)に示す防災業務関係者の防護措置の実施に関わるプラント状態に該当するかを把握し、当該プラント状態及びオフサイトの状況に応じた防災業務関係者の防護措置の素案を作成する。

② オフサイト総括は、ERCチームの関係する機能班（主にERCチームの住民安全班、放射線班、医療班）と連携しながら、上記(1)に示す防災業務関係者の防護措置に関する指示案等について、官邸チーム総括班を通じて（内閣府特命担当大臣(原子力防災)及び委員会委員長等の幹部に確認し、）原災本部長に上申し、指示案等を決定する。

③ 原災本部は、原子力災害対策重点区域内の関係地方公共団体及び実動組織等に対し、②の防災業務関係者の防護措置の実施を指示する。

④ オフサイト総括は、原災本部において決定された指示文について、ERCチーム住民安全班及びERCチーム実動対処班を通じ、並びにこれらの両班から現地住民安全班及び現地実動対処班を通じ、指定行政機関等に伝達する。指定行政機関等は、緊急事態応急対策の実施を要請した民間事業者等に対して防護措置の内容を伝達する。

なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

(3) 自然災害との複合災害時の対応

①自然災害との複合災害により、政府本部が設置されている場合は、各本部長が所掌する災害の対応に従事する防災業務関係者に対して防護措置を指示する。政府本部が防護措置を指示するにあたり、原災本部は、(1)に示す緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の防護措置に準じて、自然災害による被災者

1 7 緊急輸送（バス等避難手段の手配）＜実動対処班、住民安全班、複合災害調整班＞（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）

【フェーズ1】

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 放射線防護に係る対処
(略)

また、大規模複合災害時には、ERCチーム複合災害調整班において、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関し、非対本部等事務局に対し、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、助言及び支援を行う。ERCチーム複合災害調整班は、当該助言及び支援の実施に当たっては、

の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の防護措置を立案し、政府本部に対して助言及び支援を行う。指示文については両本部長連名とする。

（様式-17-4）

当該助言等を実施するため、原災本部事務局は、政府本部の事務局等に職員を併任させるとともに、ERCチーム複合災害調整班は、オフサイト総括の統括の下、(1)に示す防災業務関係者の防護措置に係る原災本部から政府本部への助言について、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて政府本部の事務局に伝達する。政府本部の確認後に、両本部長連名の指示文を発出するものとする。

② ERCチーム複合災害調整班は、原災本部及び政府本部において決定された指示文について、ERCチーム住民安全班及びERCチーム実動対処班を通じ、並びにこれらの両班から現地住民安全班及び現地実動対処班を通じ、原子力災害対策重点区域内の地方公共団体及び実動組織等に伝達する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を有する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

（脚注）

26 指定行政機関等とは、原災法第26条第2項において緊急事態応急対策を実施しなければならないこととされている者をいう。

1 7 緊急輸送（バス等避難手段の手配）＜実動対処班、住民安全班＞（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）

【フェーズ1】

- (1) ～ (2) (略)
- (3) 放射線防護に係る対処
(略)

オフサイト総括の指揮の下、ERCチーム住民安全班、放射線班、医療班等と連携しつつ行うものとする。

(4) (略)

18 原子力災害医療活動 <医療班> (規制庁、文部科学省、厚生労働省)

(1) 原子力災害医療における緊急・救護活動

① (略)

② 放射線管理等の支援要員等派遣要請

現地医療班は、避難退域時検査及び簡易除染又は医療機関等における放射線管理・除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、ERCチーム医療班へ報告し、ERCチーム医療班は、原子力事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の支援要員等の派遣を要請する。

③ 輸送支援要請

(i) 原子力災害医療派遣チーム、専門家、支援要員等の輸送

(略)

(ii) 被ばく傷病者等の搬送

道府県災害対策本部又は原子力事業者等から原子力災害拠点病院等の医療機関への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、被ばく傷病者等の搬送先の調整を担う原子力災害医療調整官 を中心として対応する。

(略)

④～⑤ (略)

(2) (略)

(新規)

(3) 労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握

(略)

また、現地医療班は、原子力事業者単独では原子力事業所内での対応が困難

(4) (略)

18 原子力災害医療活動 <医療班> (規制庁、文部科学省、厚生労働省)

(1) 原子力災害医療における緊急・救護活動

① (略)

② 放射線管理等の支援要員等派遣要請

現地医療班は、避難退域時検査及び簡易除染又は医療機関等における放射線管理・除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、ERCチーム医療班へ報告し、ERCチーム医療班は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の支援要員等の派遣を要請する。

③ 輸送支援要請

(i) 原子力災害医療派遣チーム、専門家、支援要員等の輸送

(略)

(ii) 被ばく傷病者等の搬送

道府県災害対策本部又は原子力事業者等から原子力災害拠点病院等の医療機関への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、道府県災害対策本部において被ばく傷病者等の搬送先の調整を担う原子力災害医療調整官 と連携して対応する。(略)

④～⑤ (略)

(2) (略)

(3) 甲状腺被ばく線量モニタリング

原災本部長は、道府県災害対策本部に対し、OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等であって、19歳未満の者、妊婦、授乳婦等を対象とした甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するよう指示する。

(4) 労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握

(略)

また、現地医療班は、原子力事業者が原子力事業所内に速やかに医療従事者

である場合に、被ばく傷病者等の応急処置を行う医療従事者の派遣又は斡旋に協力するよう調整する。

19～21 (略)

22 飲食物の摂取制限・出荷制限 <放射線班(フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施)>(厚生労働省、農林水産省等)

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

(1) OILに基づく一時移転の際の飲食物の摂取制限

原災本部長は、OIL2に基づく一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するようUPZ内の地方公共団体の長に指示する。

(2) 放射性核種濃度の検査結果を踏まえた飲食物の摂取制限・出荷制限

① (略)

② 都道府県における検査計画策定・実施の指示

③ (略)

23～24 (略)

25 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>(内閣府、国土交通省)

(新規)

(略)

26 広報・情報発信活動 <広報班、国際班、広報・国際班>(規制庁等)

【フェーズ1】

(1) 情報発信体制

(略)

官邸での情報発信に当たっては、内閣官房長官が会見を行い、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員、委員会委員、規制庁審議官、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の補足説明を行う。また、官房長官が、複合災害の対応その他の緊急業務が発生している場合には、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員、委員会委員、規制庁審議官、関係省庁幹部等が官房長官に代わり事

を配置して被ばく傷病者の応急処置を行うに当たり、原子力事業者単独では原子力事業所内での傷病者対応が困難である場合には、事業所外の適切な医療機関への搬送について関係機関と調整する。

19～21 (略)

22 飲食物の摂取制限・出荷制限 <放射線班(フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施)>(厚生労働省、農林水産省等)

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

(1) OILに基づく一時移転の際の飲食物の摂取制限

原災本部長は、OIL2に基づく一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するようUPZ内外の地方公共団体の長に指示する。

(2) 放射性核種濃度の検査結果を踏まえた飲食物の摂取制限・出荷制限

① (略)

② 都道府県における検査計画策定・実施の要請

③ (略)

23～24 (略)

25 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>(内閣府、国土交通省)

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

(略)

26 広報・情報発信活動 <広報班、国際班、広報・国際班>(規制庁等)

【フェーズ1】

(1) 情報発信体制

(略)

官邸での情報発信に当たっては、内閣官房長官が会見を行い、内閣府政策統括官(原子力防災担当)又は内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員、委員会委員、原子力規制技監、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の補足説明を行う。また、官房長官が、複合災害の対応その他の緊急業務が発生している場合には、内閣府政策統括官(原子力防災担当)又は内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力

故情報等の説明を行う。

情報発信に当たっては、委員会のスタンス、発表内容を理解し、技術的・専門的な立場から一定の権限を持って発言することができる委員又は規制庁審議官を置き、内閣官房長官会見に同席させる。

(略)

(2) 各機関の広報に関する役割

①～③ (略)

④ E R Cチーム総括班

・迅速かつ適切な政府内での情報共有及び広報を行うため、E R Cチーム総括班は、官邸チーム及びE R Cチーム各機能班が有する情報を収集し、原災本部の被害報として取りまとめ、官邸、E R C、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁、その他関係機関に共有する。

⑤ 現地広報班

(略)

・一般の住民からの問い合わせに対するコールセンターを設置する。

⑥～⑦ (略)

⑧ 其他省庁

(略)

・東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応を踏まえE R S S、深刻な事態の伝え方（いたずらに風評被害をあおらないためにも英文資料の作成を含め分かりやすい解説に配慮）等に注意する。

【フェーズ2】

(1) フェーズ1からの情報発信体制の変更

一時移転等が完了し、放射性物質の大量放出の回避ができた段階においては、E R Cチーム広報班その他の主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）を始めとする関係省庁、原子力事業者等は官邸での対応から、E R Cでの

防災担当）職員、委員会委員、原子力規制技監、関係省庁幹部等が官房長官に代わり事故情報等の説明を行う。

情報発信に当たっては、委員会のスタンス、発表内容を理解し、技術的・専門的な立場から一定の権限を持って発言することができる委員又は原子力規制技監を置き、内閣官房長官会見に同席させる。

(略)

(2) 各機関の広報に関する役割

①～③ (略)

④ E R Cチーム総括班

・迅速かつ適切な政府内での情報共有及び広報を行うため、E R Cチーム総括班は、官邸チーム及びE R Cチーム各機能班が有する情報を収集し、原災本部の被害報として取りまとめ、官邸、内閣府本府庁舎、E R C、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁、その他関係機関に共有する。

⑤ 現地広報班

(略)

・E R Cチーム広報班においてコールセンターが設置された場合には、その旨を関係地方公共団体に連絡する。

⑥～⑦ (略)

⑧ 其他省庁

(略)

・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえE R S S、深刻な事態の伝え方（いたずらに風評被害をあおらないためにも英文資料の作成を含め分かりやすい解説に配慮）等に注意する。

【フェーズ2】

(1) フェーズ1からの情報発信体制の変更

一時移転等が完了し、放射性物質の大量放出の回避ができた段階においては、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）、関係省庁、原子力事業者等は官邸での対応から、E R Cでの対応

対応に変更する。

(略)

(2) (略)

27～28 (略)

第3節 体制の変更

1 全面緊急事態が解消した場合

(1) 原子力緊急事態解除宣言の発出

①～③ (略)

④ 内閣府(原子力防災担当)は、決定後、速やかに原子力緊急事態解除宣言の発出に係る公示の手続を行う(様式-2 2)。

(2) (略)

第2編 事後対策業務

(略)

(脚注) _____

26 (略)

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員

第1章 機能班別業務

1 各拠点別の基本的な役割

(1)～(6) (略)

①総括班

(略)

官邸 原子力 チーム 総括班	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 官邸内各機能班から得た各種情報の総括及び原災本部で報告すべき情報の整理 官邸内各機能班の間の総合調整 <p>(略)</p>
-------------------------	---

に変更する。

(略)

(2) (略)

27～28 (略)

第3節 体制の変更

1 全面緊急事態が解消した場合

(1) 原子力緊急事態解除宣言の発出

①～③ (略)

④ 内閣府(原子力防災担当)は、決定後、速やかに原子力緊急事態解除宣言の発出に係る公示の手続を行う(様式-2 4)。

(2) (略)

第2編 事後対策業務

(略)

(脚注) _____

27 (略)

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員

第1章 機能班別業務

1 各拠点別の基本的な役割

(1)～(6) (略)

①総括班

(略)

官邸 原子力 チーム 総括班	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 官邸<u>チーム</u>内各機能班から得た各種情報の総括及び原災本部で報告すべき情報の整理 官邸<u>チーム</u>内各機能班の間の総合調整 <p>(略)</p>
-------------------------	---

E R C 原 災 本 部 事 務 局 卷 舌 班	○総括担当業務 (略) ・現地への要員派遣に関する調整 (略)
	○記録担当業務 (略)
	○国会・地方公共団体担当業務 (略)
原 災 現 地 本 部 事 務 局 卷 舌 班	○総括担当業務 (略)
	○記録担当業務 (略)

E R C 原 災 本 部 事 務 局 卷 舌 班	○総括担当業務 (略) ・現地への要員派遣に関する総合調整 (略)
	○記録担当業務 (略)
	○国会・地方公共団体担当業務 (略)
原 災 現 地 本 部 事 務 局 卷 舌 班	○総括担当業務 (略)
	○記録担当業務 (略)

②運営支援班
(略)

②運営支援班
(略)

E R C 原 災 本 部 事 務 局 運 営 支 援 班	(略) ・官邸及びERC参集者の食料等の調達(日用品の調達含む。) (新規)
	・官邸及びERCの衛生管理 (略)

E R C 原 災 本 部 事 務 局 運 営 支 援 班	(略) ・官邸及びERC参集者の食料等の調達(日用品の調達含む。) ・ <u>現地等への要員派遣手段に関する緊急輸送関係省庁以外との調整</u>
	・官邸及びERCの衛生管理 (略)

重菅支接班	原災現地本部事務局	(略)
-------	-----------	-----

③広報班

(略)

官邸チーム広報班	原災本部事務局	(略)
----------	---------	-----

ERCTチーム広報班	原災本部事務局	<input type="checkbox"/> 総括担当業務 <input type="checkbox"/> 連絡調整担当業務 ・内閣広報室、官邸チーム広報班、現地広報班、規制事務所、原子力事業者との連絡、資料等の受渡し <input type="checkbox"/> 情報発信担当業務 <input type="checkbox"/> 情報収集担当業務 <input type="checkbox"/> 会見室準備担当業務
------------	---------	--

広報班	原災現地本部事務局	<input type="checkbox"/> 総括担当業務 (略)
		<input type="checkbox"/> 問い合わせ担当業務 (略)

重菅支接班	原災現地本部事務局	(略)
-------	-----------	-----

③広報班

(略)

官邸チーム広報班	原災本部事務局	(略)
----------	---------	-----

ERCTチーム広報班	原災本部事務局	<input type="checkbox"/> 総括担当業務 <input type="checkbox"/> 連絡調整担当業務 ・内閣広報室、官邸チーム広報班、現地広報班、 <u>原子力</u> 規制事務所、原子力事業者との連絡、資料等の受渡し <input type="checkbox"/> 情報発信担当業務 <input type="checkbox"/> 情報収集担当業務 <input type="checkbox"/> 会見室準備担当業務
------------	---------	--

広報班	原災現地本部事務局	<input type="checkbox"/> 総括担当業務 (略)
		<input type="checkbox"/> 問い合わせ担当業務 (略)

④国際班

(略)

ERCチーム国際班 原災本部事務局	○ERC連絡調整担当業務 (略)
	○実務担当業務 (略)

⑤プラント班

(略)

官邸チームプラント班 原災本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ERCチームプラント班等から得られたプラント情報（放射性物質の放出状況含む。）を集約し、官邸幹部に報告（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告） ERCチームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果を基に事故対処方針を検討し、官邸幹部に諮る。 事故対処方針をERCチームプラント班、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸内各機能班等に連絡する。 <p>(略)</p>
	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ERCチーム各機能班との連絡、調整 (新規) 官邸チームプラント班及び緊急事態対策監等と連携して法令に基づく指示発出に必要な手続を実施 <p>(略)</p>

④国際班

(略)

ERCチーム国際班 原災本部事務局	○ERC連絡調整担当業務 (略)
	○実務担当業務 (略)

⑤プラント班

(略)

官邸チームプラント班 原災本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ERCチームプラント班等から得られたプラント情報（放射性物質の放出状況含む。）を集約し、官邸・<u>内閣府本府庁舎</u>幹部に報告（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告） ERCチームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果を基に事故対処方針を検討し、官邸・<u>内閣府本府庁舎</u>幹部に諮る。 事故対処方針をERCチームプラント班、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸<u>チーム</u>内各機能班等に連絡する。 <p>(略)</p>
	<p>○総括担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ERCチーム各機能班との連絡、調整 <u>プラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど、住民避難や防災業務関係者の安全確保に関する情報をオフサイト総括に情報提供</u> 官邸チームプラント班及び緊急事態対策監等と連携して法令に基づく指示発出に必要な手続を実施 <p>(略)</p>

	○情報収集担当業務 (略)
	○取りまとめ報担当業務 ・官邸及びERCで共有すべきプラント情報及びERCチームプラント班の活動について取りまとめた資料を作成する。
	○資料作成担当業務 (略)
	○クロノロジー担当業務 (略)
	○ホワイトボード担当業務 (略)
	○資料配布担当業務 (略)
	○事故進展予測担当業務 (略)
	○TV会議システム担当業務 (略)
プラントチーム	(略)
原子力施設事態	(略)

	○情報収集担当業務 (略)
	○取りまとめ報担当業務 ・官邸、 <u>内閣府本府庁舎</u> 及びERCで共有すべきプラント情報及びERCチームプラント班の活動について取りまとめた資料を作成する。
	○資料作成担当業務 (略)
	○クロノロジー担当業務 (略)
	○ホワイトボード担当業務 (略)
	○資料配布担当業務 (略)
	○事故進展予測担当業務 (略)
	○TV会議システム担当業務 (略)
プラントチーム	(略)
原子力施設事態	(略)

⑥放射線班

(略)

官邸チーム放射線班	(略)
原災本部事務局	<p>○総括担当業務 (略)</p> <p>○記録担当業務 (略)</p> <p>○モニタリング計画担当業務 (略)</p> <p>・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析（モニタリング結果の総合的評価を含む。）し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡</p> <p>(略)</p> <p>○出荷制限・摂取制限担当業務 (略)</p> <p>○放射性物質汚染対策担当業務 (略)</p> <p>○国会担当業務 (略)</p>

⑥放射線班

(略)

官邸チーム放射線班	(略)
原災本部事務局	<p>○総括担当業務 (略)</p> <p>○記録担当業務 (略)</p> <p>○モニタリング計画担当業務 (略)</p> <p>・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析（モニタリング結果の総合的評価を含む。）し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、<u>オフサイト総括及びERCチーム各機能班に情報共有する</u></p> <p>(略)</p> <p>○出荷制限・摂取制限担当業務 (略)</p> <p>○放射性物質汚染対策担当業務 (略)</p> <p>○国会担当業務 (略)</p>

女 村 原 庄	原 災 現 地 本 部 事 務 局	○総括担当 (略) ・緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
	緊 急 時 モ ニ タ リ	○放射性物質汚染対策担当 (略)

女 村 原 庄	原 災 現 地 本 部 事 務 局	○総括担当 (略) ・緊急時モニタリングセンター及び <u>ERCチーム放射線班</u> との情報共有・調整
	緊 急 時 モ ニ タ リ	○放射性物質汚染対策担当 (略)

⑦住民安全班
(略)

⑦住民安全班
(略)

官 邸 チ ーム 住 民 安 全 班	原 災 本 部 事 務 局	(略)
	原 災 本 部 事 務 局	○総括担当業務 ・官邸チーム住民安全班との連絡、調整 ・住民の避難情報を、官邸チーム住民安全班と共有する。 ・避難等指示に関する決定事項を現地住民安全班へ連絡する。 (略)

官 邸 チ ーム 住 民 安 全 班	原 災 本 部 事 務 局	(略)
	原 災 本 部 事 務 局	○総括担当業務 ・官邸チーム住民安全班との連絡、調整 ・住民の避難情報を、官邸チーム住民安全班、 <u>オフサイト総括</u> と共有する。 ・避難等指示に関する決定事項を現地住民安全班へ連絡する <u>とともに、関係地方公共団体へ伝達する。</u> (略)

	○記録担当業務 (略)
	○住民避難・輸送担当業務 (略)
	○要望・物資調達担当業務 (略)
	○国会担当業務 (略)
原 災 現 地 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)
	○住民避難・輸送担当業務 (略)
	○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 (略)
	○住民支援・要望対応担当 (略)

⑧医療班
(略)

官 邸 予 備 医 療 班	(略) ・原子力災害医療活動等に関する情報の官邸内各機能班へ情報提供 (略)
	原 災 本 部 事 務 局
原 災 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)

	○記録担当業務 (略)
	○住民避難・輸送担当業務 (略)
	○要望・物資調達担当業務 (略)
	○国会担当業務 (略)
原 災 現 地 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)
	○住民避難・輸送担当業務 (略)
	○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 (略)
	○住民支援・要望対応担当 (略)

⑧医療班
(略)

官 邸 予 備 医 療 班	(略) ・原子力災害医療活動等に関する情報の官邸 <u>チーム</u> 内各機能班へ情報提供 (略)
	原 災 本 部 事 務 局
原 災 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)

	○記録担当業務 (略)
	○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)
	○労働者の被ばく線量・被ばく傷病者等の発生状況管理担当業務 (略)
	○安定ヨウ素剤の服用担当業務 (略) (新規)
	○健康調査・管理担当業務 (略)
原 災 現 地 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)
	○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)
	○安定ヨウ素剤担当業務 (略)
	○健康調査・管理担当業務 (略)

⑨実動対処班
(略)

	○記録担当業務 (略)
	○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)
	○労働者の被ばく線量・被ばく傷病者等の発生状況管理担当業務 (略)
	○安定ヨウ素剤の服用担当業務 (略) <u>・安定ヨウ素剤の服用に関する指示に際して、その服用に関する要領をERCチーム住民安全班及び複合災害調整班に連絡する。</u>
	○健康調査・管理担当業務 (略)
原 災 現 地 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)
	○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)
	○安定ヨウ素剤担当業務 (略)
	○健康調査・管理担当業務 (略)

⑨実動対処班
(略)

官邸 原災本部事務局	○実動省庁連絡調整担当 (略)
	○輸送調整担当 (略) ・緊急輸送活動の総合調整及び計画の作成（物資輸送に関する調整（可能量の把握、優先度の計画等）及び部隊の輸送に関する調整） (新規) ・航空運用調整（各種活動に必要な輸送ニーズに関する優先順位（案）の取りまとめ） (略) (新規)
官邸 原災本部事務局	○物資調整担当 (略)

官邸 原災本部事務局	○実動省庁連絡調整担当 (略)
	○輸送調整担当 (略) ・緊急輸送活動の総合調整及び計画の作成（物資輸送に関する調整（可能量の把握、優先度の計画等）及び部隊の輸送に関する調整） <u>・現地等への要員派遣手段に関する緊急輸送関係省庁との調整</u> ・航空運用調整（各種活動に必要な輸送ニーズに関する優先順位（案）の取りまとめ） (略) <u>・原災本部で決定された防災業務関係者の防護措置に関する指示文を実動組織に伝達する。</u>
官邸 原災本部事務局	○物資調整担当 (略)

実動対処班	原災現地本部事務局 ○総括担当 (略)
災害対策支援拠点	原子力事業所 (略)

実動対処班	原災現地本部事務局 ○総括担当 (略)
災害対策支援拠点	原子力事業所 (略)

※ 大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処班は、非対本部等の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（原則として 8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、非対本部等の事務局の設置場所において、非対本部等の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、非対本部等が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がなくなっている場合については、この限りではない。

⑩複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

大規模複合災害時に、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関し、非対本部等の事務局に対して助言及び支援を行う。

※ 大規模複合災害時には、ERCチーム実動対処班は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は 8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がなくなっている場合については、この限りではない。

⑩複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

大規模複合災害時に、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関し、政府本部の事務局に対して助言及び支援を行う。

・大規模複合災害時に、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関し、非対本部等事務局に対し、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、助言及び支援を行う。

・助言及び支援の実施に当たっては、オフサイト総括の指揮の下、E R C チーム住民安全班、放射線班、医療班等と連携しつつ業務を行う。

・大規模複合災害時に、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に關する助言等を検討し、決定した後に、政府本部事務局に対し、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、助言及び支援を行い、原災本部長及び政府本部長の連名指示文を發出する。

・指示文の發出及び政府本部への助言及び支援の実施に当たっては、オフサイト総括の総括の下、E R C チーム住民安全班、放射線班及び医療班等と連携しつつ業務を行う。

(7) 原災本部支援チームの役割

(略)

- ・避難指示区域等の設定・見直し
- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施

①総括班

(略)

②住民支援班

(略)

③医療班

(略)

④放射線班

(7) 原災本部支援チームの役割

(略)

- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・避難指示区域等の見直し・再設定

①総括班

(略)

②住民支援班

(略)

③医療班

(略)

④放射線班

(略)

⑤広報・国際班

(略)

⑥原子力被災自治体支援チーム

(略)

第2章 要員配置

(略)

第3章 外部専門家要員

1 緊急事態応急対策委員

(略)

2 その他の専門家

・原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
国立保健医療科学院 生活環境部 <u>環境物理室長</u>	(略)	<u>東京都</u>
国立研究開発法人 水産 <u>総合研究センター</u> <u>中央水産研究所</u> <u>海洋・生態系研究センター</u> <u>放射能調査グループ長</u>	(略)	(略)
(新規)	(略)	(略)
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 <u>農業環境変動研究センター</u> 所長があらかじめ指名している者 ^{※1}	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)

⑤広報・国際班

(略)

⑥原子力被災自治体支援チーム

(略)

第2章 要員配置

(略)

【※資料2（原子力災害対策マニュアル改訂案）参照】

第3章 外部専門家要員

1 緊急事態応急対策委員

(略)

2 その他の専門家

・原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
国立保健医療科学院 生活環境 <u>研究部</u> <u>衛生環境管理領域</u>	(略)	<u>埼玉県</u>
国立研究開発法人 水産研究・ <u>教育機構</u> <u>水産資源</u> 研究所	(略)	(略)
<u>所長があらかじめ指名している者^{※1}</u>	(略)	(略)
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 <u>農業環境研究部門</u> 所長があらかじめ指名している者	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)		
-----	--	--

・原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)		
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準研究部門 <u>量子放射科</u> 研究科長	(略)	(略)
一般財団法人 電力中央研究所 <u>原子力技術研究所</u> 所長	原子力工学	東京都

・試験研究炉及び研究開発段階炉の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)		

・その他施設の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)		

(新規)

※1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境変動研究センター放射線障害予防規程により選任された放射線取扱主任者

※2 (略)

(注) (略)

3 緊急時モニタリング要員及び資機材

(略)		
-----	--	--

・原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)		
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準 <u>総合センター</u> <u>分析計測標準</u> 研究部門 <u>放射線標準研究グループ</u> 研究グループ長	(略)	(略)
一般財団法人 電力中央研究所 <u>理事長があらかじめ指名している指名専門官</u>	原子力工学の <u>分野から数名</u>	東京都 <u>等</u>

・試験研究炉及び研究開発段階炉の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)		

・その他施設の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
(略)	(略)	(略)
(略)		

※1 国立研究開発法人水産研究・教育機構横浜庁舎放射線障害予防規程に基づき所長が選任した者

(削る)

※2 (略)

(注) (略)

3 緊急時モニタリング要員及び資機材

(令和元年9月現在)

組 織	要 員	機 材
(略)	(略)	1. サーベイメータ 80 台 (略)
(略)	(略)	(略)

4 原子力災害医療に係る専門家

職 名		任 務	担 当
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)

第4編 その他

第1章 複合災害への対応

(略)

第2章 複数サイトにおける事故発生の対応

(略)

第3章 福島地域における初動対応の体制

東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応については現在も関係機関が緊密に連携し、廃炉に向けた取組や再度のシビアアクシデントの未然防止に向けた取組を推進中である。(略)

○福島地域において情報収集事態又は警戒事態が発生した場合の対応体制

(略)

なお、福島第一原子力発電所において警戒事態等が発生した場合にあっては、既設災害現地対策本部の一部は、南相馬オフサイトセンターに移転を開始し、福島総括調整官等と緊密に連携した対応を行うものとする。

(令和4年7月現在)

組 織	要 員	機 材
(略)	(略)	1. サーベイメータ 70 台 (略)
(略)	(略)	(略)

4 原子力災害医療に係る専門家

職 名		任 務	担 当
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)

第4編 その他

第1章 複合災害への対応

(略)

第2章 複数サイトにおける事故発生の対応

(略)

第3章 福島地域における初動対応の体制

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応については現在も関係機関が緊密に連携し、廃炉に向けた取組や再度のシビアアクシデントの未然防止に向けた取組を推進中である。(略)

○福島地域において情報収集事態又は警戒事態が発生した場合の対応体制

(略)

なお、福島第一原子力発電所において警戒事態等が発生した場合にあっては、既設災害現地対策本部の住民安全班以外は、南相馬オフサイトセンターに移転の準備を開始し、福島総括調整官等と緊密に連携した対応を行うものとする。

<p>○福島第一原子力発電所において施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合の対応</p> <p>福島第一原子力発電所において施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（以下、本節において「緊急事態」という。）が発生した場合、既設災害現地対策本部を南相馬オフサイトセンターに移転した上で、関係地方公共団体、原子力事業者等関係機関と協力して初動対応に当たるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○福島第二原子力発電所において緊急事態が発生した場合の対応</p> <p>（略）</p> <p>○同時発災の場合の対応</p> <p>（略）</p> <p>第4章 各省庁における参集要員の代替確保</p> <p>（略）</p> <p>第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等</p> <p>（略）</p> <p>第6章 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方</p> <p>第5編 資料・各種様式</p> <p>第1章 各種様式</p> <p>【※参考2（原子力災害対策マニュアル（様式：見え消し））参照】</p>	<p>○福島第一原子力発電所において施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合の対応</p> <p>福島第一原子力発電所において施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（以下、本節において「緊急事態」という。）が発生した場合、既設災害現地対策本部の<u>住民安全班以外</u>を南相馬オフサイトセンターに移転した上で、関係地方公共団体、原子力事業者等関係機関と協力して初動対応に当たるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○福島第二原子力発電所において緊急事態が発生した場合の対応</p> <p>（略）</p> <p>○同時発災の場合の対応</p> <p>（略）</p> <p>第4章 各省庁における参集要員の代替確保</p> <p>（略）</p> <p>第5章 現地との連絡調整、輸送の手配等</p> <p>（略）</p> <p>第6章 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方</p> <p>第5編 資料・各種様式</p> <p>第1章 各種様式</p> <p>【※参考2（原子力災害対策マニュアル（様式：見え消し））参照】</p>
---	--

※文中の図表は参考3（原子力災害対策マニュアル（図表：新旧対照表））参照

※文中の図表は参考3（原子力災害対策マニュアル（図表：新旧対照表））参照